

○文部科学省令第十一号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十三条、第四十八条、第六十八条及び第七十七条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

文部科学大臣 下村 博文

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十条、第五十一条、第七十二条、第七十三条、第七十六条、第七十七条、第二百二十六条及び第二百二十七条中「道德」を「特別の教科である道德」に改める。

第二百二十八条第二項中「、道德」を「及び道德」に改める。

第三百三十条第二項中「道德」を「特別の教科である道德（特別支援学校の高等部にあつては、前条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定める道德）」に改める。

別表第一、別表第二及び別表第四中「道德」を「特別の教科である道德」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この省令の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第五十条、第五十一条、第二百二十六条及び別表第一の改正規定並びに次項の規定 平成三十年四月一日

二 第七十二条、第七十三条、第七十六条、第七十七条、第二百二十七条、第二百二十八条第二項、第三百十条

第二項、別表第二及び別表第四の改正規定 平成三十一年四月一日

### (経過措置)

2 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における学校教育法施行規則第三百三十条第二項の適用については、同項中「道德」とあるのは「道德（特別支援学校の小学部にあつては、特別の教科である道德）」とする。